

【刑を終えて出所した人やその家族】

基本方針

〈現状〉

- 刑を終えて出所した人（仮釈放になった人を含む）は、法律によって社会人として社会復帰することが認められています。また、執行猶予の判決を受けた人は、猶予期間中も社会への復帰が認められ、猶予期間の終了により刑の言渡しはその効力を失います。しかし、依然としてこれらの人々の社会復帰を妨げる非難や中傷などの人権侵害がみられ、就職や住居の確保における差別など、社会復帰を目指す人たちへの厳しい現実があります。さらに、これらが本人のみならずその家族や親族にまで及んでいることも見受けられます。また、犯罪の背景には、貧困や虐待、依存症など複数の問題が絡み合っている場合も多く、家族との関係に問題がある、社会に居場所がない、人とのつながりが薄いなどといった根深い問題が存在します。
- 国においては、罪を犯した人等の再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成 28 年(2016 年)12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。また、平成 29 年(2017 年)に「再犯防止推進計画」を閣議決定、令和 5 年(2023 年)3 月には第二次計画が閣議決定され、取組を推進しています。
- 県においては、「平成 30 年度地域再犯防止推進モデル事業」を実施するとともに、令和 4 年(2022 年)3 月に策定した「地域安全まちづくり推進計画(第 6 期)」に基づいた取組が進められています。また、県下の他都市においては、令和 6 年(2024 年)1 月に市と保護観察所、保護司会の情報共有を核とした全国初の連携協定が締結され、司法関係機関等とともに再犯防止についての連絡会議を開催し、個別事例の検討を通じた具体的な連携手法や施策の共有、再犯防止の重要性の理解促進を図るための周知啓発の取組を進めています。
- 本市においては、令和 4 年(2022 年)3 月に「姫路市再犯防止推進計画」を策定し、市民誰もが身近な生活において安全・安心を実感できるまちづくりの実現に取り組んでいます。
- 「日本版 D B S」は子どもを性被害から守る仕組みとして重要である一方で、本制度による前科情報の取扱いが性犯罪歴のある人が更生し社会復帰を果たす機会を制限することにつながるのではないかと懸念もあります。

〈課題〉

- 刑を終えて出所した人やその家族、親族への非難や中傷などの人権侵害がみられます。本人の更生・立ち直りに向けた就労や修学等を支援するための取組や、社会復帰に向けた地域や周りの人々の理解や協力が求められます。
- 再犯防止について、市と保護観察所や保護司会、更生保護施設、矯正施設、検察庁及び弁護士会をはじめとする司法関係機関、社会福祉協議会との連携・情報共有を図るなどして、再犯防止に向けた地域における包括的な支援体制の構築を目指す取組が必要となっています。

〈教育及び啓発の方針〉

刑を終えて出所した人等が社会の一員として円滑な生活を営むことができ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を推進します。更生支援の重要性・必要性について、積極的に情報発信を行い、より多くの市民の理解促進に努め、刑を終えて出所した人等が社会復帰していくことができる社会づくりに取り組んでいきます。国・県等と連携するとともに、保護観察所や保護司会、更生保護施設、矯正施設、検察庁及び弁護士会をはじめとする司法関係機関、社会福祉協議会との連携・情報共有に取り組んでいきます。そのためにも、各機関と合同の研修会を実施するなど、各機関と連携する糸口となる機会を積極的につくっていきます。社会復帰を促進する組織を支援し、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える活動を支援します。

〈事業の柱〉

- ①受入れ体制の整備
- ②再犯防止に向けた地域における包括的な支援体制への参加
- ③更生支援についての市民の理解促進のための啓発活動の充実

実施計画

〈事業の柱〉

- ①受入れ体制の整備
- ②再犯防止に向けた地域における包括的な支援体制への参加
- ③更生支援についての市民の理解促進のための啓発活動の充実

〈事業一覧〉

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
①受入れ体制の整備		
団体等の支援	更生保護と犯罪予防を目的とする団体への支援や、適当な住居がない人を引き受け、衣食住の他、生活指導、就労支援を行う更生保護施設への支援を行う。	市民活動推進課
関係機関との連携	再犯防止等の推進に関する取組について、国・県と情報共有を行い、関係団体、庁内各課との連携を密にし、「再犯防止推進計画」を推進する。	市民活動推進課
②再犯防止に向けた地域における包括的な支援体制への参加		
姫路市更生保護活動連携団体連絡会議への参加	姫路市内にある姫路少年刑務所や更生保護施設、神戸保護観察所姫路駐在官事務所、姫路市社会福祉協議会、姫路市保護司会(事務局)をはじめとする関係ボランティア団体等で組織する会議で、姫路市も当会議に参加し、姫路市内を中心とする地域の更生保護に関する情報交換や施策紹介などの研修、要望等を通じて、連携・共同して再犯の防止等を促進していくとともに、今後はより様々な司法関係機関等が参加し連携ができるよう当会議へ働き掛けていく。	市民活動推進課
③更生支援についての市民の理解促進のための啓発活動の充実		
地域の理解促進	更生について理解を深め、力を合わせて、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”姫路市推進委員会の活動に取り組むとともに、啓発誌や講演会等により市民の理解促進に努める。	市民活動推進課 人権啓発課 人権啓発センター
啓発活動の推進	刑を終えて出所した人に対する人権擁護に資するため、啓発誌や講演会・研修会などの啓発活動を推進する。	人権啓発課 人権啓発センター